

発委第 1 号

八雲町議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第7項及び八雲町議会会議規則（平成17年八雲町議会規則第1号）第13条第2項の規定により提出します。

令和6年3月8日

提 出 者

議会運営委員会委員長 三 澤 公 雄

八雲町議会議長 千 葉 隆 様

別紙

八雲町議会委員会条例の一部を改正する条例

八雲町議会委員会条例（平成 17 年八雲町条例第 158 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(常任委員会の名称、委員定数及び所管事項)</p> <p>第 2 条 常任委員会の名称、委員定数及びその所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務経済常任委員会 8 人</p> <p>ア 略</p> <p><u>イ～タ</u> 略</p> <p>(2) 及び (3) 略</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及び所管事項)</p> <p>第 2 条 常任委員会の名称、委員定数及びその所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務経済常任委員会 8 人</p> <p>ア 略</p> <p><u>イ 危機対策課の所管に属する事項</u></p> <p><u>ウ～チ</u> 略</p> <p>(2) 及び (3) 略</p>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。